

## 周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについて

### 埋蔵文化財とは

地中に埋蔵されている遺構（住居跡等）と遺物（土器・石器等）を指し、国民の共有財産であることが文化財保護法に規定されています。

### 事前協議

開発行為を行う前に、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内に位置するか否か、瑞穂町郷土資料館（瑞穂町教育部図書館文化財担当）までお問合せください。月曜日から日曜日（休館日は毎月第3月曜日。ただし祝日の場合は翌日休館します。）の午前9時から午後5時の間に、開発予定地の地図をプリントアウトしたものを直接窓口まで提出してください。FAXでの受付も行っております。

### 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当する場合

申請者が開発行為を予定している場所が、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の内側に位置する場合、文化財保護法第93条第1項・同94条第1項の規定により、「埋蔵文化財発掘届（通知）書」と必要書類を工事着手60日前までに、瑞穂町教育委員会に提出する必要があります。以下の申請書類を、瑞穂町郷土資料館に直接ご持参ください。

### 申請書類

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ①埋蔵文化財発掘届（通知）書 | 2部                 |
| ②出土品承諾書        | 2部                 |
| ③事業承諾書         | 2部（届出者と土地所有が異なる場合） |
| ④添付図面          | 2部（A4サイズに揃えてください）  |
- ・計画地の位置図（案内図）
  - ・平面図
  - ・配置図
  - ・断面図（掘削、盛土、切土の範囲、深さの程度が分かるもの）

## 届出先

瑞穂町郷土資料館「けやき館」

〒190-1202 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山 316 番地 5

電話：042-568-0634 FAX 042-568-0639

## 試掘調査

工事等により遺跡が消滅する可能性が危惧されると判断された場合、遺跡の状況確認のため、工事予定地の試掘を実施する場合があります。この試掘は、町の費用で実施します。また、試掘調査によって遺跡が発見され、その遺跡の全容を明らかにする必要があると判断された場合は、本調査を実施します。